

奨学金返還期限猶予願の提出について

奨学生本人が、災害・傷病・経済困難・失業など返還できない事情が生じた場合、返還期限の猶予を願い出すことができます。

返還期限猶予願と願出の事由に該当する証明書を添付して提出してください。

- 返還期限猶予願の記入については、別紙『記入例』を参照してください。
- 証明書については、別紙『返還期限猶予の証明書一覧』を参照してください。

また、第一種奨学金のうち、「猶予年限特例」または「所得連動返還型無利子奨学金」については、一定の収入・所得を得るまでの間、返還期限の猶予を願い出すことができます。その場合の猶予には、通算期間の制限はありません。

提出期限 : 返還期日の前々月末までに本機構に提出

※延滞している場合は、本機構への返還相談後、または、この文書を受領後1か月以内に提出してください。

注意事項

- (1) 返還期限猶予は1年ごとに願出が必要です。通算10年(120か月)が限度ですので、ご留意ください。ただし、災害^(注)、傷病、生活保護受給中、産前産後休業および育児休業、大学校在学(防衛大学校等一部の大学校)、海外派遣(青年海外協力隊等)による場合、猶予年限特例または所得連動返還型無利子奨学金における新卒等・経済困難による場合は、年数の制限はありません。(注) 同一災害を原因とする猶予を適用できる期間は、災害発生から原則5年後までの時期が限度になります。
給付奨学金の返還の場合は10年の上限はありません。

- (2) 経済困難の認定にあたっての収入・所得金額の基準

給与所得者	年間収入金額(税込み)	300万円以下
給与所得以外の所得を含む場合	年間所得金額(必要経費等控除後)	200万円以下

- (3) 「経済困難」の証明書には『返還期限猶予の証明書一覧』の①～③のいずれかに加え、追加の証明書が必要な場合があります。『返還期限猶予の証明書一覧』を確認してください。マイナンバーを提出することにより、一部の証明書の提出が省略できます。
- (4) 2020年11月以前に卒業(または退学)の方は「新卒等」事由に該当しません。
- (5) 本機構で審査し、猶予が承認された場合は、奨学生本人、連帯保証人(人的保証のみ)宛に結果を通知します。

返還期限猶予承認通知が届くまで口座振替請求・払込通知書発行の停止はできません。

- ・マイナンバーの提出が必要です。(なお、マイナンバーを提出済の場合は、再度提出する必要はありません。)
- ・マイナンバーの提出状況については、スカラネット・パーソナルで確認することが出来ます。(スカラネット・パーソナルのご利用には、振替口座の登録・ユーザID、パスワード、奨学生番号が必要です。)
- ・「チェックシート」で提出前にチェックし、猶予願と一緒に提出してください。

★願出・提出先 〒119-0385 独立行政法人 日本学生支援機構 猶予減額受付窓口宛

※専用郵便番号のため、上記の郵便番号と宛名のみで届きます。

※マイナンバー書類を同封して送付する際は、必ず簡易書留で郵送してください。

★お問合わせ先 日本学生支援機構 奨学金相談センター

9:00~20:00(土日祝日・年末年始を除く)

電話 **0570-666-301** (ナビダイヤル・全国共通)

※海外からの電話、一部携帯電話、一部IP電話 専用ダイヤル:03-6743-6100

◇お問合わせの際には、今一度、電話番号をお確かめの上、お掛け間違いのないようお願いいたします。

返還期限猶予のホームページは https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/yuyo/index.html